

納税通知書における公的年金からの特別徴収税額等の記載誤りについて

令和6年6月10日に発送した令和6年度の個人市民税・県民税・森林環境税に係る納税通知書（以下「納税通知書」といいます。）において、市税システム（※）の追加プログラムの誤り及び本市による確認不足により、公的年金から特別徴収される方のうち、約1万人について、令和7年度（4月、6月及び8月）に公的年金から特別徴収を行う予定の税額等を誤って記載していたことが判明しました。

なお、定額減税額及び令和6年度分の年税額に誤りはありません。

また、対象の方には改めて納税通知書を送付させていただきます。

※ 市税システムの運用保守委託業者

富士通 J a p a n ・ F L C S 川崎市市税システム再構築・運用保守業務共同企業体

1 対象者数

納税者 9,927人

（内訳）

【事象1】公的年金からの翌年度の仮特別徴収税額（令和7年4月、6月及び8月）にのみ誤りがあった方（9,888人）

【事象2】公的年金からの今年度の本徴収税額（令和6年10月、12月及び令和7年2月）の各期別などの振分け及び仮特別徴収税額（令和7年4月、6月及び8月）に誤りがあった方（39人）

※いずれの事象においても、定額減税額及び令和6年度分の年税額に誤りはありません。

2 記載誤りの内容

【事象1】次のすべてに該当する方について、翌年度の仮特別徴収税額の算定において、定額減税前の年税額の1/2とすべきところ、定額減税後の年税額の1/2として算定したため、本来、納税通知書に記載すべき翌年度の仮特別徴収税額よりも小さい額となっていました。

（対象）

- ・ 令和6年度に公的年金からの特別徴収税額があり、かつ定額減税が行われている方
- ・ 定額減税額が定額減税前の公的年金からの本徴収税額（令和6年10月、12月及び令和7年2月）を上回る方又は同額の方

【事象2】次のすべてに該当する方について、公的年金からの今年度の本徴収税額（令和6年10月、12月及び令和7年2月）の各期別などの振分けが誤っていたことに加え、翌年度の仮特別徴収税額に定額減税分（1万円×（本人＋扶養人数））を誤って上乗せしていました。

（対象）

- ・ 令和6年度に公的年金からの特別徴収税額があり、かつ年金以外の課税所得がある方
- ・ 令和6年度の年税額が均等割のみの方

3 経過

- 6月10日（月） 令和6年度の納税通知書を納税者宛て発送。
- 6月14日（金） 同一のパッケージシステムを使用する他の政令市の報道発表を受けて、本市においても調査したところ、事象2によるものが39件あったことが判明。他の事象の有無についても早急に確認するよう市税システムの運用保守委託業者に指示。
- 6月17日（月） 事象1について9,888件の誤りがあったことが判明。
- 6月19日（水） 市税システムの運用保守委託業者から、確認結果が今月末になる旨の報告。

4 原因

- (1) 事象1については、令和6年度分（10月、12月及び2月）の定額減税後の税額を算定する追加プログラムに誤りがあり、令和7年度分（4月、6月及び8月）の仮特別徴収税額が誤って算定されたこと。
- (2) 事象2については、減税に対応する改修を行った市税システムのプログラムに誤りがあり、減税の対象外にもかかわらず、減税したものとして令和7年度分（4月、6月及び8月）の仮特別徴収税額が誤って算定されたこと。
- (3) 本市において、100件程度のパターンを想定してシステムのテストを行い、結果を確認していたが、事象1・2に係る検証を十分に行うことができなかったこと。

5 今後の対応

対象者の方について、早急に、令和6年度分の振分け額及び令和7年度分の仮特別徴収税額の修正を行い、お詫びの文書とともに修正した納税通知書を送付します。

また、その他の事象の有無についても、運用保守委託業者と連携して速やかに確認します。

6 再発防止策

運用保守委託業者に対して、税制改正の内容を市税システムに確実に反映すること及び本市での検証期間を十分に確保するためにスケジュール管理を徹底することを指示し、本市においてもプログラムの改修内容に応じた適確なチェックを徹底し、より精度の高い検証を実施します。

【問合せ先】

川崎市財政局税務部市民税管理課 児玉
電話 044-200-2218

通知書イメージ

参考資料

令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税算出内容

明 細	課税標準額 (円)	市民税所得割額 (円)	県民税所得割額 (円)
公的年金からの特別徴収税額の決定方法と通知について 公的年金からの特別徴収については、前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額（以下「仮特別徴収税額」といいます。）を4月、6月及び8月に納めていただき、その後決定した年税額と仮特別徴収税額との差額（以下「本徴収税額」といいます。）を10月、12月及び翌年の2月に納めていただくことになっています。 なお、通知書には翌年度の仮特別徴収税額を記載することができるものとされており、本市においても記載しています。			
森 林 環 境 税 額 (円)			

公的年金の支払者が、下表のとおり特別徴収の方法に
地方税法第321条の7の8の規定により来年度の仮特別徴収税額を通知します。

支払者の名称		厚生労働大臣	
支払者の法人番号			
公的年金の種類		老齢基礎年金	
年度	徴 収 月	特別徴収税額 (円)	
令和 6 年度	4 月		
	6 月		
	8 月		
令和 6 年度	10 月		
	12 月		
	2 月		
令和 7 年度	4 月		
	6 月		
	8 月		

事象1のイメージ

【誤（現状）】

← 令和 6 年度年税額：30,000円（定額減税後30,000円） → 令和 7 年度 →

令和 6 年度仮特別徴収税額			令和 6 年度特別徴収税額（本徴収税額）			令和 7 年度仮特別徴収税額 ※		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月
10,000	10,000	10,000	0	0	0	5,000	5,000	5,000

定額減税額：30,000円

※ 定額減税後年税額（30,000円）
× 1/2 × 1/3

【正】

← 令和 6 年度年税額：30,000円（定額減税前60,000円） → 令和 7 年度 →

令和 6 年度仮特別徴収税額			令和 6 年度特別徴収税額（本徴収税額）			令和 7 年度仮特別徴収税額 ※		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月
10,000	10,000	10,000	0	0	0	10,000	10,000	10,000

定額減税額：30,000円

※ 定額減税前年税額（60,000円）
× 1/2 × 1/3

事象2のイメージ

【誤（現状）】

← 令和 6 年度年税額：4,300円（定額減税適用なし） → 令和 7 年度 →

令和 6 年度仮特別徴収税額			令和 6 年度特別徴収税額（本徴収税額）			令和 7 年度仮特別徴収税額 ※		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月
800	700	700	0	0	2,100	2,500	2,300	2,300

※（令和 6 年度年税額（4,300円）
+ 定額減税分（10,000円））
× 1/2 × 1/3

【正】

← 令和 6 年度年税額：4,300円（定額減税適用なし） → 令和 7 年度 →

令和 6 年度仮特別徴収税額			令和 6 年度特別徴収税額（本徴収税額）			令和 7 年度仮特別徴収税額 ※		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月
800	700	700	700	700	700	700	700	700

※ 令和 6 年度年税額（4,300円）
× 1/2 × 1/3
※森林環境税は除きます。